

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1794号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19.2</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.6</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.8</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の14.2</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の1.1</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.6</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.5</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.5</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の14</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の1</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。